

仕様書（案）

1 業務名

温水プール施設民間活力導入可能性調査業務

2 業務の背景・目的

本市では、将来的に人口減少社会の到来や超高齢社会の進展が見込まれる中、既存スポーツ施設が一斉に更新時期を迎えることに対応しつつ、市民の誰もがスポーツに参画できる持続可能な施設環境の実現を目指し、令和3年5月に「札幌市スポーツ施設配置活用実施方針（以下、「実施方針」という。）」を策定した。

市内にあるプール施設については、本市が所管する各区温水プールや学校プール等のほか、民間所有の施設があり、各施設はそれぞれの目的に応じて設置・運営がなされている状況である。

これらの状況を踏まえ、実施方針では、市内のプール施設について、今後も引続き、年間を通して水泳環境を提供する場としての機能を確保していくとともに、機能確保にあたっては、本市が所管するプールや民間プールを含めた効率的・効果的な施設のあり方を検討することとしている。具体的な検討にあたっては、区温水プールと学校プールの老朽化が進む中で、今後、既存民間プールをどの程度活用していけるのか、民間プールだけで機能を担えない場合に区温水プールと学校プールの機能を集約した新たな施設（以下、「集約プール」という。）が必要かなど、複数の選択肢について実現可能性や費用対効果などを比較検討し、最適な施設の規模や、配置・運営方法を導き出すことを想定している。

本業務は、効率的・効果的な施設のあり方を検討するにあたり、日常的な運動・健康づくりを担う民間プール施設の拡大や、集約プール施設の整備・運営に係る民間活力の導入可能性を把握するため、必要な調査及び検討を行うことを目的とする。

なお、本業務については、本市の現状や、下記8に示す関連計画等を踏まえ、履行することとする。

3 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務の内容

(1) 既存民間プール施設の現状把握

札幌市内にある全ての民間プール施設（スポーツクラブ、ホテルなど）を対象に、以下のほか、業務目的を達成するために必要と判断する事項について、調査する。

- ・施設概要（規模、構造、管理運営方法、休場日等）
- ・施設配置状況
- ・利用状況（利用者数、利用者の年齢構成等）
- ・稼働率 等

※なお、本市所管プールの概要・利用状況、民間プールを含めた既存プール施設の配置状況については、本市が提供する既存資料を更新

(2) 既存民間プールの活用可能性調査

札幌市内にある全ての民間プール施設（スポーツクラブ、ホテルなど）を対象に、市民及び学校水泳授業の受入可能性を調査する。

- ・民間事業者の意向把握
- ・受入条件・要望、受入可能規模等の把握

(3) 集約プールの事業スキーム等の調査

市民利用及び学校水泳授業等の公的機能を有する集約プールの事業スキームを検討するため、施設規模を2パターン程度設定し、以下の事項について調査・検討を行う。

ア 事業方式の検討

- ・事業方式（民設民営、P F I 等）、事業期間、業務範囲等

イ 簡易V F Mの試算

- ・上記の検討結果を踏まえ、事業実施の判断基準となるコスト比較を中心としてV F M算定を行う。

ウ 民間事業者の意向把握

民設民営、P F I 方式等の事業方式で行うとした場合の民間事業者の参入意欲、参加可能な事業スキームや、事業参加の可能性を把握するため、民間事業者を対象とした市場調査や、その他意見聴取を行う。

エ 民間活力の活用可能性等の整理

ア～ウの調査・検討結果を踏まえ、民間活力を活用した集約プール新設の可能性、必要条件等について整理する。

- ・民間活力活用における課題等

- ・民間事業者の意向把握を踏まえた、民間事業者の参加条件、要望等の整理
- ・その他必要な項目

(4) モデル地域における施設配置、運営方法等の検証

将来人口推計、施設配置状況等から、早急に検討を進めるべきモデル地域（区レベルの範囲）を選定し、モデル地域における民間プールと集約プールの施設配置、施設規模、運営方法などを検証する（将来人口推計のデータは本市が所有するデータを受託者に提供する）。

- ・事業条件の設定
- ・事業費総額の試算、VFM算定
- ・実現可能性の評価

(5) 報告書の作成

調査検討結果や収集・整理した情報などの業務成果について、報告書としてとりまとめること。

(6) その他

業務の進行・検討状況に合わせ、業務が円滑に進むよう、適切な時期に本市と打合せを行うこと。

5 成果品

(1) 着手時

契約締結後速やかに業務実施のため担当職員との打合せを行うこと。その際に、受託者は業務計画書を委託者に提示し、了承を得ること。

業務計画書については、業務概要、業務日程表、打合せ計画、その他必要事項等について記載することとする。

(2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品

(ア) 報告書

(イ) 議事録

(ウ) 電子データ一式（Excel、Word、PowerPoint を使用して作成すること）

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (2) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。
- (6) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (7) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (8) 原則として、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託

- の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。
- (9) 本業務の成果物に関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (10) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (11) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

8 関連計画等

- (1) 札幌市スポーツ施設配置活用実施方針
(<http://www.city.sapporo.jp/sports/haichi-katsuyo/index.html>)
- (2) 札幌市市有建築物の配置基本方針
(http://www.city.sapporo.jp/chosei/shiyuu_kenchiku/houshin.html)
- (3) 札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針
(<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/sougoukannrikeikaku.html>)

9 所管課

札幌市スポーツ局スポーツ部施設計画担当課

電話：011-211-3045